

■児童虐待とは・・・

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、
やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、
ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、
自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に
連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

■これって、しつけ？虐待？

子どもに対して、叩いたり、怒鳴ったりして言い聞かせることを「しつけ」だと思いませんか？「虐待」だと思いませんか？

子育てをするうえで、良いことと悪いことの区別を教えるなどの「しつけ」はとても大切なことですが、子どもは、何度言い聞かせてもなかなか分かってくれないこともあります。

だからといって、子どもを叩いたり、大声で怒鳴ったりしたら、子どもはどんなふうに思うでしょう。子どもは、ちゃんと理解してくれているのでしょうか。

「虐待」は、保護者の意図や思いからではなく、子どもの立場から判断されるものです。

子どもの健やかな成長を著しく脅かすような行動は、たとえ保護者が「子どものためと思って行ったこと」だとしても、「しつけ」ではなく「虐待」であると言えます。

虐待を受けた子どもは、心の成長にも身体の成長にも大きな悪影響を受けてしまいます。「分かっているけど、つい大声で怒鳴ってしまう」「子どもが言うことを聞かないので、手が出てしまう」など困った時は、一人で悩まずご相談ください。



■子育てに悩んだら・・・

お近くの相談窓口にご連絡ください。

(18歳未満の子どもの問題についてご相談いただけます。)

●各市町村児童福祉担当課

※電話番号は各市町村にお問い合わせください。

●中央児童相談所(村山・最上・置賜地域)

TEL.023-627-1195

●庄内児童相談所(庄内地域)

TEL.0235-22-0790